



住宅のリフォーム工事を補助します

市内の施工業者に依頼して、住宅のリフォーム工事をを行う市民に住宅リフォーム資金補助金を交付します。

リフォーム工事の定義

住宅の修繕、改築、増築、模様替え、耐震工事など(火災、風水害、震災、その他の自然災害による場合を除く)



▲詳細

対象住宅	・ 市内に所有する個人住宅 ・ 市内に所有する併用住宅のうち個人住宅部分
対象者 (すべてにあてはまる方)	・ 市民の方 ・ 補助対象住宅の所有者であり、居住している方 ・ 市税等を滞納していない方 ・ 過去にこの補助を受けていない方 ・ 市で実施している他の同様の補助制度による補助を受けていない方
対象工事 (すべてにあてはまること)	・ 消費税を除いた工事費が20万円以上 ・ 市内に住所、事業所を有する個人事業主または市内に本店を有する法人が行う工事である ・ 交付決定後に着工し、翌年3月末日までに完了する
補助額	・ 工事費用が20万円以上100万円未満 ⇒10%以内の額(千円未満切り捨て) ・ 工事費用が100万円以上 ⇒10万円 ※予算がなくなり次第、受付終了
申請方法	補助金申請書と必要書類を商工観光課へ提出(申請者または代理人)

問 商工観光課 商工振興G ☎52-1111 内線275



動物は大切に飼育しましょう

【犬・猫を飼ったときは】

- ・ 犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう。
- ・ 犬は必ずつないで、事故防止に心がけましょう。
犬の噛みつき事故が発生したら、「茨城県動物指導センター」へ届けましょう。
- ・ 糞尿の後始末は飼い主の義務です。
犬の散歩の際は、尿を水で流したり、糞を袋などで拾って必ず持ち帰って処分してください。
- ・ 危険やトラブルを避けるため、猫は屋内で飼いましょう。
- ・ 身元証明やマイクロチップなどをつけましょう。
マイクロチップは動物病院でつけられます。飼っている犬・猫が迷子になったら、市、茨城県動物指導センター、警察署に連絡してください。

【ペットを飼ったときは】

- ・ 動物の遺棄は犯罪です。
不幸な命を作らないために不妊・去勢手術を受けましょう。また、ペットがその命を終えるまで、責任をもって飼いましょう。

【野良猫への対処】

- ・ 野良猫にエサを与えている方へ
野良猫の数を増やすことになり、近隣トラブルや交通事故などで死亡する不幸な猫を増やすことになります。エサをあげるなら、責任と愛情をもって、室内で飼ってあげましょう。
- ・ 野良猫が自宅敷地内に入って困っている方へ
ホームセンターなどで手に入る猫用忌避剤や木酢液などを庭にまくと効果があります。
- ・ 市や県動物指導センターでは、野良猫の捕獲や駆除は行っていません。

問 生活環境課 ☎52-1111 内線114
茨城県動物指導センター ☎0296-72-1200